

# 名古屋市名東区高齢者の見守り活動に関する協定書

名古屋市名東区役所（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、名古屋市名東区に居住する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として行う高齢者の見守り活動（以下「活動」という。）の実施に関して、以下のとおり協定を締結する。

## （活動）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、活動を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すものとする。

## （活動の対象となる地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、名古屋市名東区内で、乙が日常業務を行う地域である。

## （連携事項）

第3条 乙は、名古屋市名東区内において、高齢者の異変を発見した場合、自らの日常業務に支障のない範囲内で、甲に連絡する。ただし、緊急時等必要なときには、警察署または消防署に連絡を行う。

2 前項の規定による連絡に係る費用は乙の負担とする。

3 甲は、乙から第1項の連絡等を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況を乙に連絡するものとする。

4 甲は、乙に対し、情報提供・助言・研修等の必要な支援を行い、定期的に情報交換や協議を行う。

## （連絡者の保護）

第4条 甲は、前条第3項の対応を行う場合、乙の同意を得なければ、乙の名称及び連絡を行った者の氏名を開示することができないものとする。この協定に基づく事業が終了した後も同様とする。

## （個人情報の保護）

第5条 乙は、事業の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らし、または自己の業のために使用してはならない。この協定に基づく事業が終了した後も、同様とする。

(免責)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による連絡ができない場合等があっても、高齢者において生じた問題等における責任を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定の内容に疑義が生じた場合またはこの協定の定めのない事項については、必要に応じ、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和2年10月22日

住所 名古屋市名東区上社二丁目50番地

氏名 名古屋市名東区長

土本 仁美

住所 名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地の1

氏名 生活協同組合コープあいち理事長

森 政広